

出荷制限指示後の管理の考え方

－ 原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培） －

原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培）の出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、出荷制限が指示された小美玉市、鉾田市、行方市、土浦市、茨城町、阿見町の協力を得て、原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限が指示された小美玉市、行方市及び阿見町における生産者等関係者、また、原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培）の出荷制限が指示された鉾田市、土浦市及び茨城町における生産者等関係者に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

県は、J A、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された小美玉市産、行方市産及び阿見町産の原木しいたけ（露地栽培）と、鉾田市産、土浦市産及び茨城町産の原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培）を扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示（原木露地栽培、原木施設栽培、菌床栽培）により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、県は、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された小美玉市産、行方市産及び阿見町産の原木しいたけ（露地栽培）と鉾田市産、土浦市産及び茨城町産の原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培）が販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出される原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培）については、生産者に対して出荷先の記録の保存を求めるとともに、J A、直売所、卸売市場等取引相手にも入荷先、販売先の記録の保存を求めよう要請し、さらに必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。